

現場代理人の常駐義務緩和について

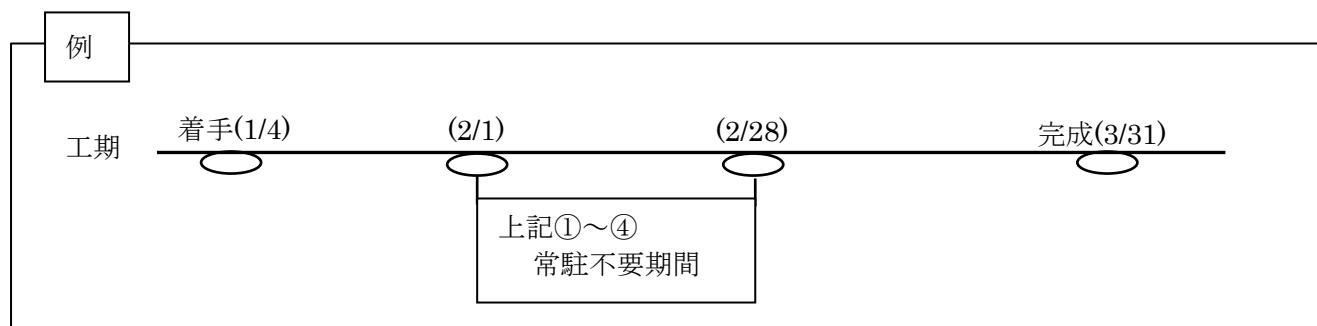
天童市建設工事請負契約約款（第11条第3項）の規定により、一定の要件のもとに以下のとおり現場代理人の常駐義務緩和を認めます。

1 現場代理人の常駐義務緩和を認める条件

(1) 現場代理人の常駐を要しない条件

次の条件のいずれかに該当し、監督職員等と現場代理人との間で連絡体制が確保されると認められる場合で、かつ、天童市が承認した場合に限り、請負代金にかかわらず現場代理人は工事現場への常駐を不要とします。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ② 約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ アからウの期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間。



(2) 現場代理人の兼務を認める条件

次に掲げる場合に応じ、当該条件をすべて満たし、監督職員等と現場代理人の間で連絡体制が確保されると認められる場合で、かつ、天童市が承認した場合に限り、2件の工事の兼務を認めます。

- ① 当該工事及び別件工事の両方の工事が建設業法第26条第3項に該当しない場合（工事1件の請負金額が3,500万円未満、ただし建築一式工事にあっては7,000万円未満）は、次のアからウまでの要件をすべて満たしていること。
 - ア 兼務する2件の工事について、いずれも天童市発注の工事であること。
 - イ 工事担当課が異なる場合は、それぞれの工事担当課の長から承認されること。
 - ウ 発注者又は監督職員が何らかの対応を求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等その対応を行うこと。

② 当該工事又は別件工事のいずれかの工事が建設業法第26条第3項に該当する場合（工事1件の請負金額が3,500万円以上、ただし建築一式工事にあっては7,000万円以上）は、次のアからエまでの要件をすべて満たしていること。

- ア 兼務する2件の工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者（監理技術者を配置した場合は適用外。）が管理することができると発注者から承認されること。
- イ 兼務する2件の工事について、発注者が異なる場合は、それぞれの発注者から承認されること。
- ウ 兼務を承認申請する現場代理人は、主任技術者を兼ねていること。
- エ 発注者又は監督職員が何らかの対応を求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等その対応を行うこと。

2 手続きについて

工事担当課あてに「現場代理人の常駐義務緩和（常駐不要・兼務）申請書」を2部提出し、承認を受けてください。申請書は、天童市ホームページからダウンロードしてください。

3 実施期日

平成30年1月1日以降に入札した工事から適用します。

☆ 兼務可能・不可能な事例

① 2つの工事の請負金額が各々3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満の場合

【例1】

(天童市発注工事)	○○工事	△△工事	□□工事
現場代理人	A氏	A氏	B氏
主任技術者	A氏	B氏	B氏

※A氏、B氏の兼務は可能(2件の工事兼務)

【例2】

(天童市発注工事)	○○工事	△△工事	□□工事
現場代理人	A氏	B氏	B氏
主任技術者	A氏	A氏	A氏

※A氏の兼務は不可(3件の工事兼務のため)、B氏の兼務は可能

② 2つの工事の請負金額のいずれか1つ以上が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の場合

- 監理技術者を配置した場合は適用外となり、兼務できません。
- 2つの工事が天童市発注であることを問いません。

【例3】

	○○工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	A氏

※A氏の兼務は可能

【例4】

	○○工事	△△工事
現場代理人	A氏	B氏
主任技術者	A氏	A氏

※A氏の兼務は可能

【例5】

	○○工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	B氏

※A氏の兼務は不可(主任技術者を兼務していないため)